

スマートムーブ通勤月間よくある質問（FAQ）

【趣旨等】

Q1 スマートムーブとは何ですか？

A1 「エコで賢い移動方法を選択するライフスタイル」を指します。スマートムーブは国が進めている地球温暖化対策に向けた国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」の取組の一つです。

Q2 「エコで賢い移動方法」とは、具体的にどのようなものですか？

A2 その時の状況に応じて、なるべくCO₂排出量の少ない移動方法を選択することを言います。

例えば・・・できるだけバスや電車など、公共交通機関を利用する。

近い場所への移動は、徒歩や自転車を選択する。

車で移動するときは、「エコドライブ」を実践する。

【対象者】

Q3 普段からノーマイカー（徒歩・自転車・公共交通機関）で通勤しているので、スマートムーブを既に実施していますが、参加対象になりますか？

A3 なります。普段からノーマイカー通勤の方はそのまま続けていただくだけで参加対象になりますので、是非御参加くださるようお願いいたします。

Q4 マイカー通勤からノーマイカー通勤への転換が難しい場合は、参加対象になりませんか？

A4 なります。ノーマイカー通勤が困難な場合は、エコドライブを実践していただくとスマートムーブ通勤になりますので、参加対象となります。

Q5 スマートムーブ通勤を10月の1か月間ずっと続けることが難しいため、参加できないと思っています。

A5 1か月のうち、5日以上御参加いただける場合は参加対象になります。1週間だけの御参加や1か月のうち5日のみの御参加の場合も、どんどんお申込みください。

Q6 小規模な事業所で従業員が数名しかいない場合も参加対象になりますか？

A6 なります。参加対象人数に下限・上限は設けておりませんので1名様の方の事業所・団体の皆様のお申込みもお待ちしております。

Q7 通勤手当を支給している従業員のみが対象ですか？また、マイカーから公共交通機関に転換した場合の交通費はどうなるのですか？

A7 通勤手当の支給の有無は問いません。また、スマートムーブ通勤月間の取組は、強制的な参加を求めるものではなく、各事業所及び従業員一人ひとりに自主的に行っていただくものですので、県が交通費を負担することはできません。御理解・御協力をお願いします。可能な範囲で御参加ください。

なお、事業所が参加者の交通費を負担するなどの支援をされた場合は、ぜひ実績報告書にその旨記載していただくとともに、自ら積極的にPRしてくださるようお願いいたします。

Q 8 家族に車で送り迎えされている場合は、対象になりますか？

A 8 御家族の方が自動車を運転して、事業所までの送り迎えをしている場合は、「マイカー通勤者」として取扱い、公共交通機関等に転換した場合は「ノーマイカー通勤の実践」として報告できます。

ただし、御家族の方が自らの通勤のために運転している自動車に相乗りし、事業所に通勤している場合は、すでに「ノーマイカー通勤」を実践していることとなります。(運転している御家族の方は「マイカー通勤者」となります。)

Q 9 駅までマイカーで移動して、電車で通勤する「パーク＆ライド」で通勤している場合は、対象者となりますか？

A 9 駅(バス停)までの交通手段をマイカー以外の交通手段に転換した場合は、「ノーマイカー通勤の実践」として報告していただくことができます。主な交通手段を判断して取組報告を行ってください。

Q 10 バイク・原付で通勤している場合は、主な交通手段はどれになりますか？

A 10 バイク・原付はその他としてカウントしてください。

Q 11 電気自動車を使用している場合、マイカーとなりますか？

A 11 電気自動車はマイカーとしてください。

Q 12 事業所で実施日を決めて参加しなければならないのですか？

A 12 10月の実施期間中、実施日を決めて参加するか、決めずに参加するかは各事業所の判断にお任せします。従業員の方ができるだけ参加しやすい形で実施し、期間中、マイカー通勤の方はノーマイカー通勤・エコドライブ通勤を合わせて5日以上実践してください。

なお、各事業所及び従業員一人ひとりの自主的な参加を促進することが目的ですので、無理のない範囲でご参加ください。

Q 13 実施期間中に休暇を取得してマイカーの走行距離を削減しようと思っていますが、この場合もノーマイカー通勤を実践したことになりますか？

A 13 スマートムーブ通勤月間の趣旨としては、マイカー以外の通勤手段への転換を促進することとなっています。休暇を取得した場合は「通勤」は実施していませんので、実績報告の対象外となります。出張の場合も同様です。

Q 14 普段はマイカー通勤をしていますが、在宅勤務を実施した日はノーマイカー通勤になりますか？

A 14 Q 13で回答した趣旨と同様に通勤をしていないため、原則として実績報告の対象外となります。(個別の事案については、実施要領に記載の問い合わせ先まで御相談ください。)

【実績報告】

Q 15 行きと帰りの交通手段が異なる場合、実績報告はどのように記載すればいいですか？また、行きだけ、又は帰りだけの実施でも、実績報告の対象となりますか？

A 15 行きと帰りの交通手段が異なる場合は、いずれか一方のスマートムーブ通勤の手段の欄に記載してください。主な通勤手段を判断して報告していただいて構いません。また、行きと帰り、どち

らかのみの実施でも対象となりますので、可能な範囲でご参加ください。

Q 1 6 マイカー通勤者全員の実施結果を取りまとめるのは非常に大変です。参加は呼びかけますが、実績報告はしなくてもいいですか？

A 1 6 従業員が多い等の場合は、実施結果の取りまとめが非常に大変だと思いますが、実績報告書の提出にご協力くださるようお願いします。

なお、事業所全体の実績報告の取りまとめが困難な場合は、部署等の単位で取りまとめ、複数枚の実績報告書を提出していただいても構いません。

また、参加者全員分の実施結果の取りまとめが困難な場合は、集計できた参加者の分だけで実績報告書を提出していただいても差し支えありません。